

令和7年度連携型選抜募集要項

福島県立白河実業高等学校

所在地 〒961-0822 福島県白河市瀬戸原6の1
電 話 0248 (24) 1176

1 アドミッション・ポリシー

白河実業高等学校では、次のような生徒を求めている。

- (1) 工業や商業の分野に興味・関心を持ち、専門的な知識と高度な技術の習得に努力し、将来、地域産業の中核となって地域社会の発展を支える意欲のある生徒
- (2) 高校生活に明確な目標を持ち、学習以外にも部活動や資格取得、ボランティア活動等に意欲的に取り組む生徒
- (3) 多様な人々との繋がりを大切に、他者と協働しながら目標達成に向けて弛まぬ努力を継続できる生徒

2 募集定員

課 程	大 学 科	小 学 科	募集定員	備 考
全 日 制	工 業	機 械 科	80	募集定員の30%程度
		電 子 科	40	

3 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、令和7年3月に東白川郡塙町立塙中学校を卒業する見込みの者とする。

なお、令和7年3月に東白川郡塙町立塙中学校を卒業する見込みの者は機械科・電子科の特色選抜へ出願することはできない。

4 出願方法

志願者は、在学中学校長を通して、本校校長に出願する。

5 併願の取扱い

- (1) 志願者は、本校の連携型選抜と前期選抜における一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。連携型選抜と前期選抜における一般選抜の両方に出願する場合、前期選抜における一般選抜で出願する学科は、大学科についても小学科についても、連携型選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科への出願ができる。
- (2) 連携型選抜の出願は、本校（機械科・電子科）のどちらか1学科とし、第二志望は認めない。
- (3) 前期選抜における一般選抜において、工業に関する学科を志願する者については第二志望までの併願を認める。商業科への併願は認めない。

6 出願期間

令和7年2月4日(火)から2月7日(金)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

7 出願に必要な書類

(1) 志願者ごとに必要な書類

① 入学願書（福島県教育委員会において作成したもの）

入学願書には、入学検定料として2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

② 調査書

なお、提出期間は令和7年2月14日(金)から2月17日(月)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

③ 受験票用紙（福島県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学学校名、志願者氏名を記入したもの）

④ 入学検定料納付済証明書用紙（福島県教育委員会において作成したものに、在学学校名、志願者氏名を記入したもの）

(2) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、連携型選抜志願者名簿（所定の様式）を添付する。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書（福島県教育委員会において作成したもの）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。

郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額(460円)の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。

(3) 提出期間は、令和7年2月14日(金)から2月17日(月)までとする。

郵送の場合には、2月17日(月)の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日、日曜日は受け付けない。

9 願書受付

(1) 出願書類を受け付けたときには、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

(2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。

① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき

② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

10 出願先変更

志願者は、令和7年2月10日(月)から2月13日(木)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、祝日は受け付けない。

(1) 本校内で出願先及び出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願を添えて、在学中学校長を通して本校校長に提出する。

(2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という）へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

- ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
 - ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた場合、本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を交付する。
 - ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の学校長に提出する。
ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和7年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。
- (3) 出願先変更に際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) すでに交付を受けた受験票は返還する。

11 出願の取消し

- (1) 出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

12 選抜方法・選抜資料

中学校長から提出された調査書の審査結果、学力検査の成績及び連携型選抜に係る面接（以下「連携型面接」という。）の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

ただし、一般選抜と併願している志願者は、連携型面接をもって一般面接とみなす。

○連携型選抜 選抜資料

学力検査	5教科を実施し、合計250点満点とする。
調査書	「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、すべての教科を2倍して270点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動の実績や取組内容等は30点満点とする。合計300点満点とする。
連携型面接	個人面接を実施する。面接については、段階評価とする。
連携型検査	実施しない。
選抜資料の満点	550点満点とする。

13 連携型選抜の学力検査、連携型面接

(1) 学力検査

- ① 志願者全員に学力検査を課す。
- ② 日時 令和7年3月5日（水）午前9時～午後3時10分
- ③ 日程

8:15	8:30	8:40	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
受付	点呼 諸注意	入室	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
			(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

○ 外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

(2) 連携型面接

- ① 日時 令和7年3月6日（木）午前9時～正午（予定） *受付8:30～8:45
 - ② 日程 午前9時～ 個人面接
- (3) 会場 白河実業高等学校

14 合格者発表

- (1) 令和7年3月14日（金）正午以降に本校敷地内で発表する。
- (2) 合格者には、受験票と引き換えに合格通知書を交付する。なお、合格者は、午後1時まで合格通知書等を受領すること。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

15 追検査等の実施

追検査等については、出願と受験の状況によって下表のA～Cの3パターンがある。下記の（1）、（2）に追検査等について、開始時間と、各検査の順序を記載している。

なお、終了時間については、受験者数の状況による。

	連携型選抜の受験状況		追検査等	出願状況
	一般選抜	連携型選抜		
A	欠席	欠席	学力検査と連携型面接	連携型選抜のみ 一般選抜と連携型選抜
B	欠席	受験	一般選抜	
C	受験	欠席	連携型面接	

(1) 令和7年3月11日（火）の日程

※入学者選抜実施要綱による学力検査（追検査）日程

8:15	8:30	8:40	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
受付	点呼 諸注意	入室	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
			(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

(2) パターン別

9:00 14:45

A	※入学者選抜実施要綱により 学力検査の追検査を実施	連携型面接
---	------------------------------	-------

9:00 14:45 14:30 14:45

B	※入学者選抜実施要綱により 学力検査の追検査を実施	C	受付	連携型面接
---	------------------------------	---	----	-------

(3) 令和7年3月12日（水）について

受験者数の状況により、学力検査以外の検査等を行う。

16 その他

(1) 連携型選抜で不合格となった者についての取扱い

連携型選抜と一般選抜の両方に出願した者は、連携型選抜で出願した学科において不合格となっても、一般選抜で出願した学科において選抜の対象とする。

連携型選抜のみに出願した者が不合格となった場合、後期選抜に出願するときは、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。

(2) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

(3) 障がい等のある志願者に対する配慮

障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

(4) 入学検定料の免除

「福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則」第4条第1項により、激甚災害（当該入学検定料の納入期限前1年以内に指定されたものに限る。）により著しく損害を受けた場合は、入学検定料の免除を受けることができる。

(5) 本要項に記載されていない事項については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。